

法令及び判例ニュース  
(N.º 3-09)

A.)- 法令 - ブラジルの租税体系 [その 3]

1.2.- 工業製品税 ( IPI- IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS)

I.- 憲法第 153 条の連邦政府(União Federal)が徵収できる税金の、IV に工業製品への課税が認められている。

工業製品税は次の条件に従い徵収される。 (第 3 項)

- I.- 税率は製品の重要性により制定(Essencialidade)。
- II.- 非累積性、取引額の課税金額から前取引に支払った税額を控除(Não cumulatividade)。
- III.- 国外向けの工業製品は課税されない。
- IV.- 機械設備(Bens de Capital)への課税は法令に従い、税負担を軽減する。

II.- 一方、租税法典(Código Tributário Nacional)に

A.- 工業製品税の納税義務発生(Fato Gerador)時点は(Art.40)

- I.- 輸入品の通関
- II.- 工業製品の出荷
- III.- 放棄品と押収品の競落

B.- 課税対象金額は

- I.- 輸入品は輸入税の課税計算のベースとなった商品金額プラス輸入税、為替付加税と通関時に支払う諸料金(Taxas)の合計金額。
- II.- 工業製品は取引金額、又は売手が在する市場の卸価格
- III.- 放棄品と押収品は競落金額

C.- 納税者(Contribuinte)は

- I.- 輸入者又は法令により同等取り扱いの業者
- II.- 製造者又は法令により同等取り扱いの業者
- III.- 課税対象製品を製造者へ供給する商業者
- IV.- 放棄品と押収品の競落者

III.- 工業製品は次の 5 作業(Operação)により、製造された製品である。

1.- 製品の精鍊 (Beneficiamento)

例。糸を染める、生地の表面加工等

2.- 製造加工 (Transformação)

例。鉄板を加工し、機械の製造

3.- 組立て作業による新製品の製造(Montagem)

例。諸部品、機器等を組み立て自動車の製造

4.- 修繕再生 (Restauração)

例。中古自動車を購入し、修理再生し販売する。

5.- 再包裝(Recondicionamento)

例。食用油を大量購入し、1リターの缶に詰めなおし、新商標で販売するケース

#### IV.- 工業製品の非累積性 ( Não Cumulatividade do IPI )

A.- 商取引は原則として、売り手が Nota Fiscal (徴税管理書類) を発行し、所有権の立証、商品の発送、運搬等に使用されるが、NOTA FISCAL は諸税の徴収管理を目的とし、納税者へ義務つけたものといえる。NOTA FISCAL には、発行日、発行者名と住所、納税者登録番号(CNPJ)、購入者名と住所、CNPJ、商品名、数量、取引金額、支払い条件等、更に同取引に課税された、ICMS (州税) と IPI の金額の記載が義務付けられている。

B.- 工業製品税(IPI)の非累積性は次の事務処理で維持されている。

例。機械メーカー

1.- 原材料、部品、仕掛品、コンポネント等を購入した際、購入製品価格が 100 で、購入品の IPI 税率が 5% のケースでは、NOTA FISCAL に IPI の金額 5 が追加され、NOTA FISCAL の最終金額 105 をメーカーは仕入先へ支払う。

2.- 一方、メーカーが製品を 200 で販売すると、IPI の税率が仮に 5% の場合、NOTA FISCAL の最終金額の 210(IPI の 10 を含む)を客から入金する。

3.- メーカーの税管理帳簿に従い、各 15 日あるいは 1 ケ 毎に、販売取引に課税された IPI 額 10 - 5 (1 項の購入時に支払った金額) = 5 (差額) を納税局は支払う。

従って、IPI の非累積性とは、製造から消費或いは最終使用者まで、途中の各取引へ課税されるが、上記の相殺方式により製品の最終取引金額をベースとして IPI が課税されると言える。

V.- IPI の税率は生活必需品は免税、0 % 或いは税率が低く制定され、贅沢品等へは高い税率が制定されている。商品目録は関税徴収へ使用される TEC ほとんど同じ内容といえる。

VI.- 工業製品の輸出は課税対象外であり、工業製品の大部分を輸出するメーカーは素材、部品、仕掛品等の購入時に支払った IPI が税帳簿にクレジットとして残るケースがあるが、連邦納税局はクレジットの現金返済、その他連邦租税の支払い等への利用を認めている。

SP.02-03-09

Flavio T. Oshikiri

Ohno & Oshikiri Advogados

Tel. (11) 3068-2053

Flavio@ohno.com.br.